

公益法人に関する基礎的データ

1-1 公益法人制度改革における移行期間の満了について

移行の概況

制度施行時特例民法法人数
(平成20年12月1日)

24,317※1

※1 共管重複分があるため、国所管と都道府県所管の計は総数と一致しない。

6,625 (27%)

国所管 (各省庁)

17,818 (73%)

都道府県所管

移行申請法人数

20,736※2

※2 取下げ件数を除く。

※3 移行期間内に移行申請が行われなかったため、法律上、解散したものとみなされた法人の数

うち、
みなし解散法人数※3

9,054 (37%)

公益法人への移行認定

11,682 (48%)

一般法人への移行認可

3,581
(15%)

解散・合併等

国所管	71
都道府県所管	356
合計	426

公益法人への移行認定申請

	社団	財団	合計
内閣府へ	703	1,469	2,172
都道府県へ	3,264	3,618	6,882
合計	3,967	5,087	9,054

一般法人への移行認可申請

	社団	財団	合計
内閣府へ	1,327	995	2,322
都道府県へ	5,948	3,412	9,360
合計	7,275	4,407	11,682

旧公益法人制度

計24,317法人

うち特増※ 862法人 (3.5%)

※ 税法上の「特定公益増進法人」

新公益法人制度

移行申請 計20,736法人

公益 9,054法人 (44%) = 特増

(注) 速報値のため、係数は今後変更がありうる。

1-2 申請・審査の状況 (平成26年3月末現在)

内閣府における申請・審査状況

移行

○申請数

4,494法人 (認定2,172法人、認可2,322法人)

○答申状況:

4,442法人 (認定2,149法人、認可2,293法人)
(98.9%) (98.8%)

※認定に係る答申2,149法人のうち、不認定は2法人

新規公益認定

○答申状況: 182法人 ※うち、不認定は1法人

都道府県における申請・審査状況

移行

○申請数

16,242法人 (認定6,882法人、認可9,360法人)

○答申状況:

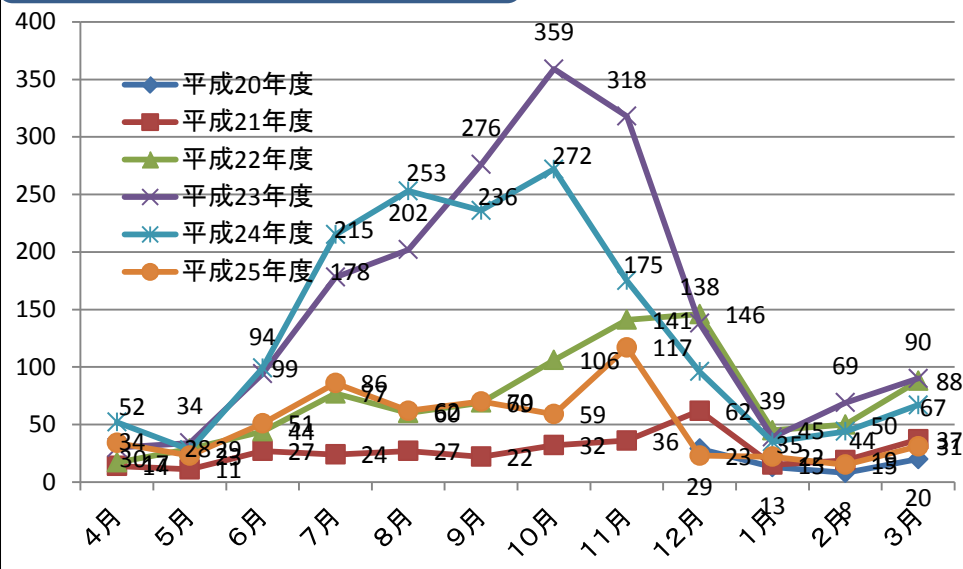
15,810法人 (認定6,818法人、認可9,266法人)
(99.1%) (99.0%)

※認定に係る答申6,747法人のうち、不認定は7法人

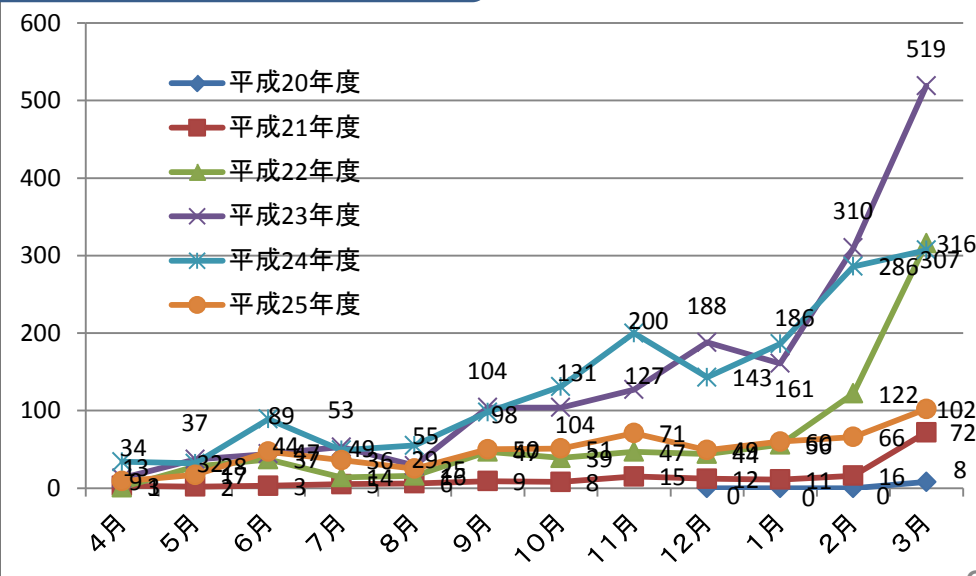
新規公益認定

○答申状況: 159法人 ※うち、不認定は1法人

申請の推移 (内閣府)



答申の推移 (内閣府)



※申請・答申の推移については、変更認定申請等や取り下げられた件数を含む。

2 公益法人等の現況(平成24年度 財務に関するデータ)

本資料は、公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人から行政庁(内閣府又は都道府県)に提出された平成24年度の活動実績(同年度中に事業年度を終了した法人の活動実績)を報告する定期提出書類(公益法人:事業報告等 一般法人:公益目的支出計画実施報告書等)に基づき集計したものです。活動実績の報告については、1事業年度経過後3か月以内に行政庁へ提出することとなっています。

公益法人 **5,484法人** (内閣府 1,646(社団515・財団1,131)、都道府県3,838(社団1,834・財団2,004))

T = 合計値、A = 平均値、M = 中央値

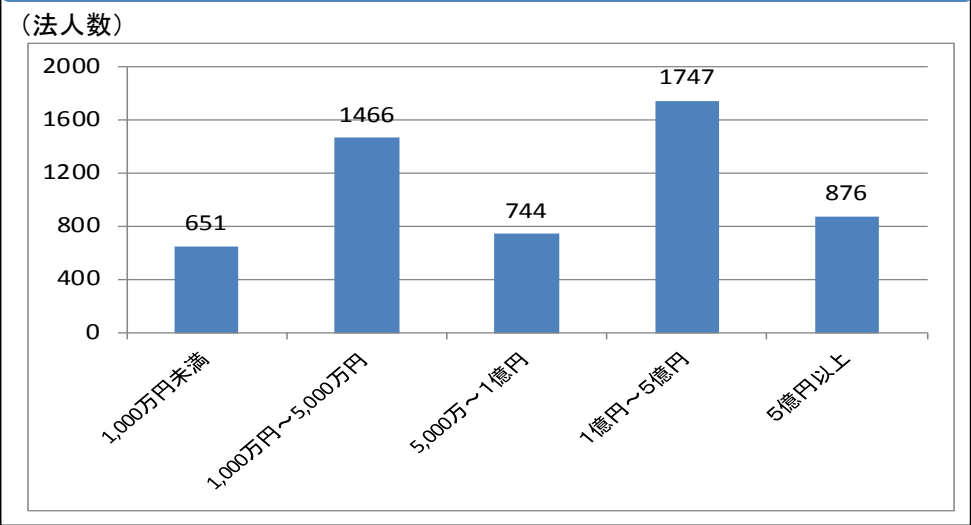
	正味財産額(億円)			公益目的事業費(億円)			公益目的事業比率(%)		会費収入(百万円)※1			寄附金収入(百万円)※2		
	T	A	M	T	A	M	A	M	T	A	M	T	A	M
社団 2,349	7,864	3.3	0.4	7,772	3.3	1.0	84.2	89.7	39,819	20.2	2.0	14,129	17.0	1.0
財団 3,135	74,378	23.7	5.1	18,085	5.8	0.8	84.7	87.2				201,545	109.9	8.0
合計 5,484	82,242	15.0	1.6	25,857	4.7	0.9	84.5	87.9				215,674	80.9	4.0

※1 会費収入を受けている社団(1,974)の数値

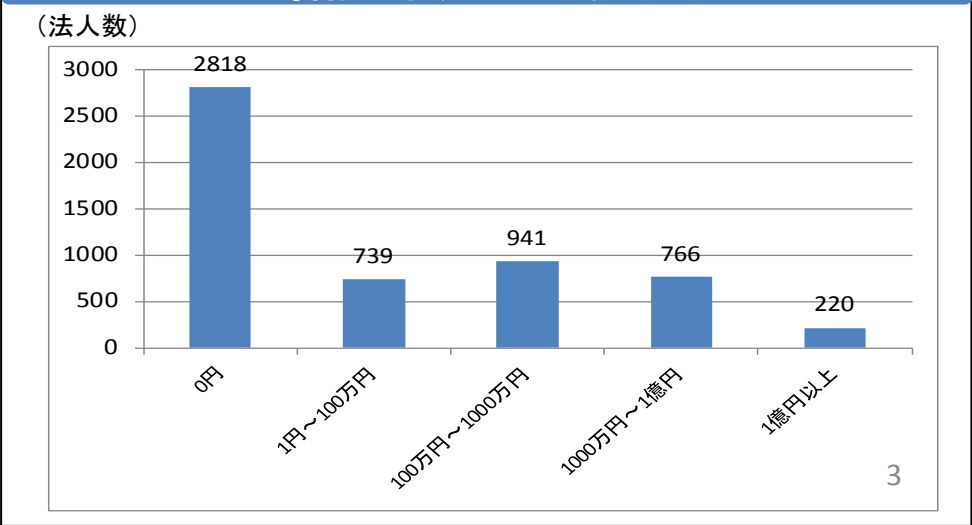
※2 寄附金収入を受けている法人(社団832、財団1,834、合計2,666)の数値

2兆5,857億円の公益活動、2,157億円の寄附金収入

公益目的事業費の金額帯別分布



寄附金収入の金額帯別分布



特例民法法人から移行した一般法人 **3,366法人**（内閣府1,065（社団570・財団495）、都道府県2,301（社団1,482・財団819））

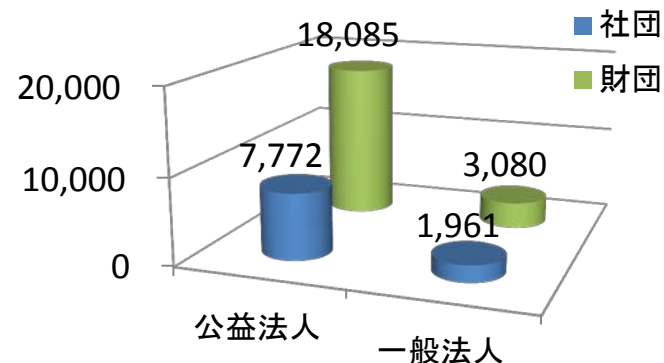
T = 合計値、A = 平均値、M = 中央値

	公益目的財産残額(百万円)			公益目的支出／年(百万円)		
	T	A	M	T	A	M
社団 2,052	819,700	399	48	196,111	96	13
財団 1,314	2,021,518	1,538	252	308,026	234	23
合計 3,366	2,841,219	844	97	504,137	150	16

※ 四捨五入により、内数の計が合計欄の数値と一致しない。

一般法人の公益目的の活動規模は、**5,041億円**

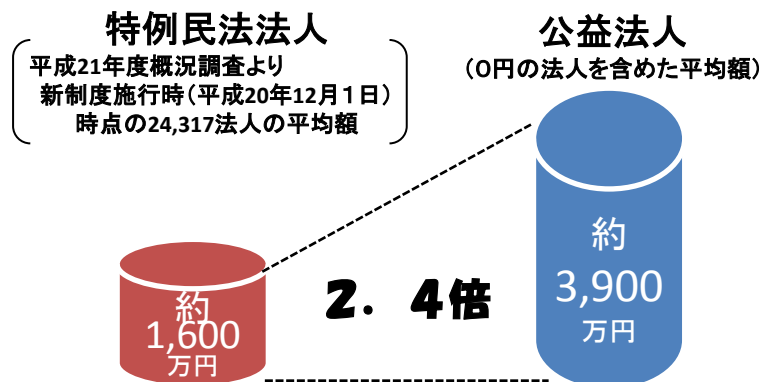
公益法人の公益目的事業費総額と一般法人の公益目的支出総額(億円)



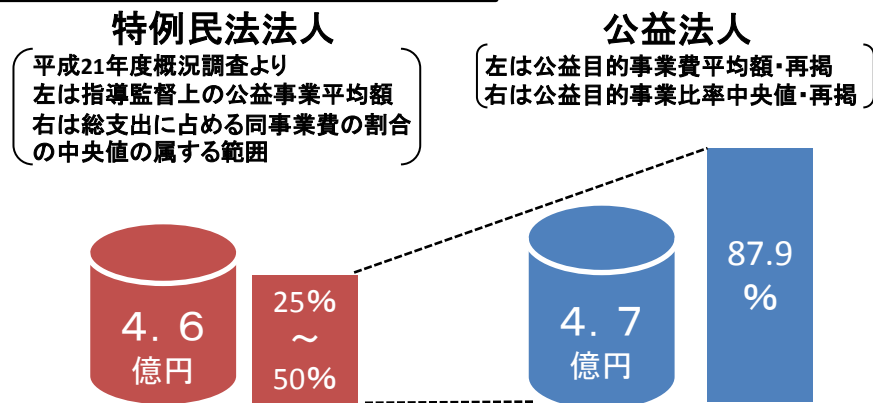
公益法人と一般法人合わせて計**3兆円超**の公益活動を実施

特例民法法人と公益法人の比較

寄附金収入



公益に係る事業費・比率



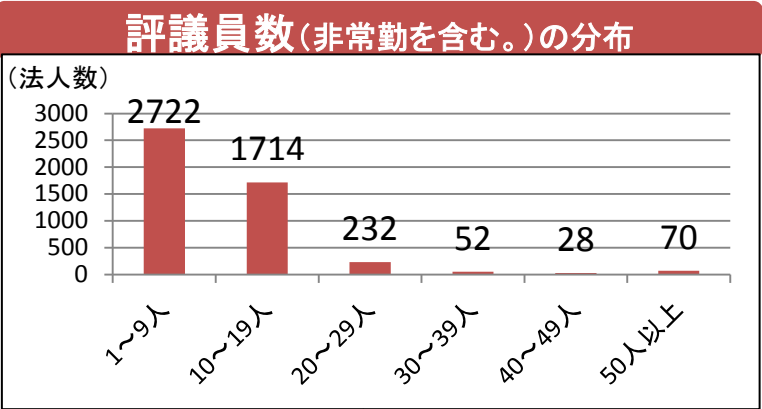
3 公益法人等の現況(平成25年12月1日時点 組織に関するデータ)

公益法人 **8,628法人** (内閣府 2,207(社団719・財団1,488)、都道府県6,421(社団3,091・財団3,330))

	評議員数(非常勤を含む)			理事数(常勤)			理事数(非常勤)			職員数(常勤)		
	T	A	M	T	A	M	T	A	M	T	A	M
社団 3,810				3,176	0.8	1	73,014	19.2	14	46,642	12.3	4
財団 4,818				5,173	1.1	1	41,502	8.6	7	135,323	28.1	4
合計 8,628				8,349	1.0	1	114,516	13.3	10	181,965	21.1	4

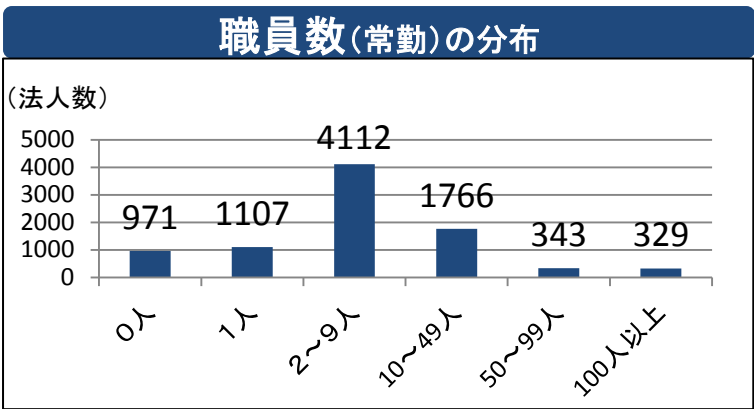
T = 合計値
A = 平均値
M = 中央値

18万人超
の常勤職員
が公益活動
に従事



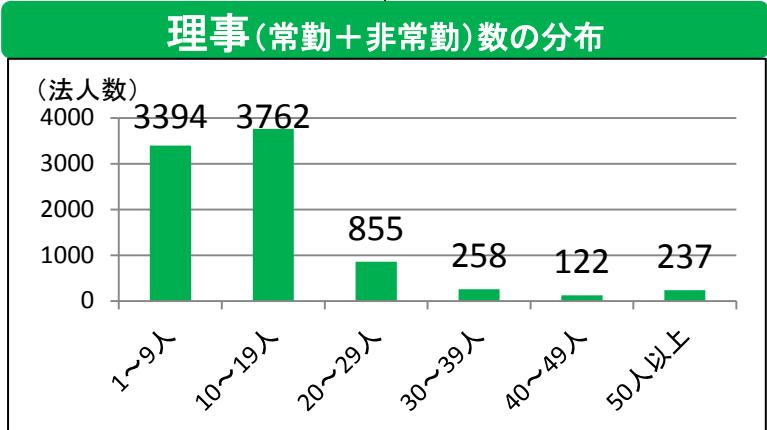
**39%の法人が
理事数9人以下**

**88%の法人が
理事数19人以下**



56%の法人が評議員数9人以下

92%の法人が評議員数19人以下



11%の法人が職員数0人

24%の法人が職員数1人以下

72%の法人が職員数9人以下

4 - 1 公益法人の寄附金収入に関する実態調査

- 平成25年9月10日から10月1日、公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関し、税制上の措置の影響等の実態を把握することを目的とした調査を実施
- 平成25年9月9日時点における公益法人8,515法人を対象とし、**回答法人数は3,987法人**(46.8%) (このうち、**税額控除対象法人は341法人**(回答法人数の8.6%))

●寄附金収入額(税額控除制度導入(平成23年度)前後の比較)

調査回答法人の一法人当たり平均額(百万円単位)

	税額控除制度導入前 (平成20年度～22年度平均)			税額控除制度導入後 (平成23年度～24年度平均)		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除対 象法人	うち非税額控 除対象法人
総額	72	255	55	95	387	67
個人寄附	13	39	11	29	114	21
法人寄附	54	164	43	65	263	46

制度導入前後の比較(比率)

		うち税額控除 対象法人	うち非税額控除 対象法人
総額	131%	152%	123%
個人寄附	218%	294%	192%
法人寄附	121%	160%	107%

増加率が最も高いのは、税額控除対象法人の個人寄附

●寄附件数(税額控除制度導入前後の比較)

調査回答法人の一法人当たり平均件数(個人寄附)

	税額控除制度導入前 (平成20年度～22年度平均)			税額控除制度導入後 (平成23年度～24年度平均)		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控除 対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控除 対象法人
合計	56.6	324.8	31.7	71.2	420.1	38.8

制度導入前後の比較(比率)

回答法人 全体	うち 税額控除対象法人	うち 非税額控除対象法人
126%	129%	122%

税額控除対象法人の方が増加率が高い

●寄附募集の方法

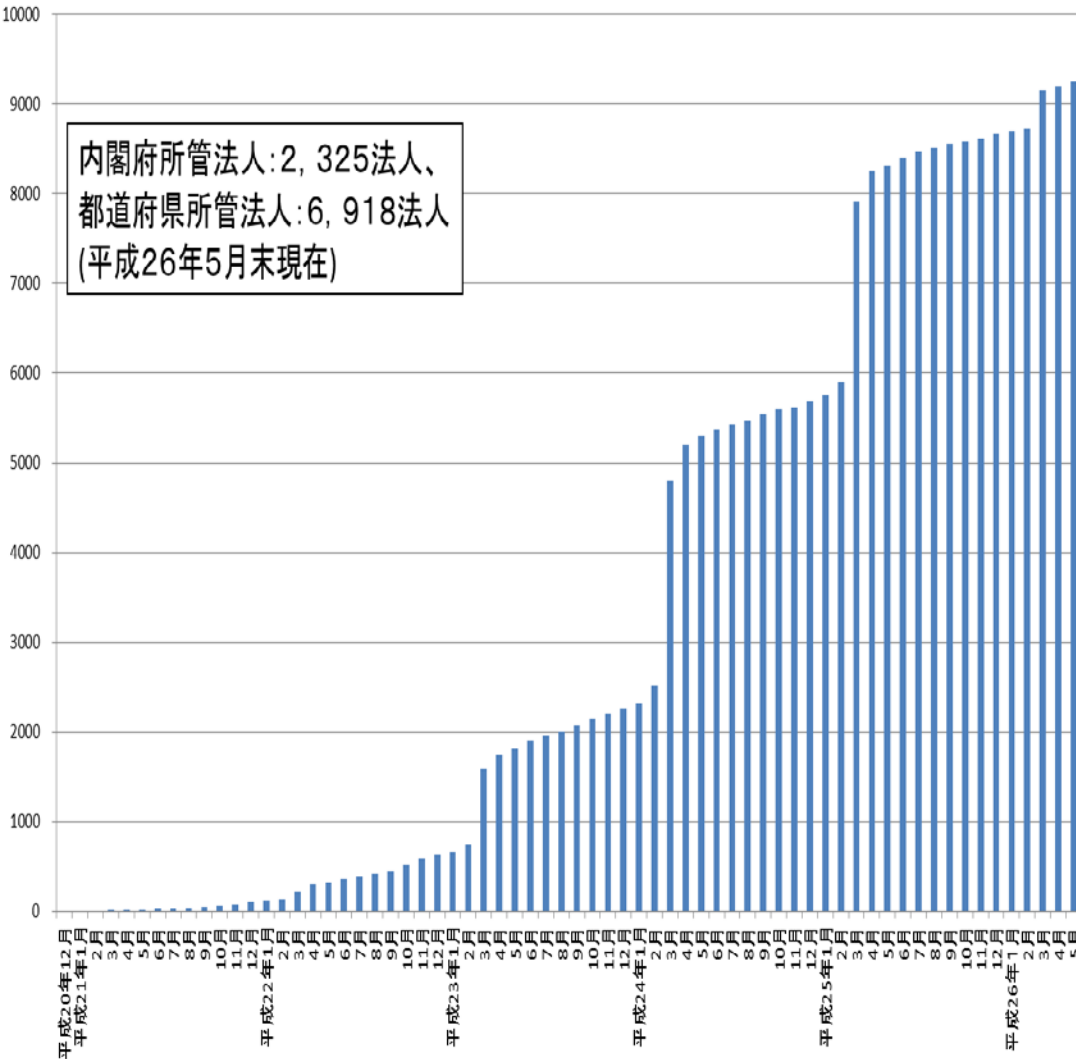
- ・調査回答法人において、平成20年度から24年度までの間に**寄附金募集を実施したのは年間平均786法人(約20%)**
- ・「HPへ掲載」の方法が最も多く、寄附金募集を実施する法人が増加傾向

	寄附金募集を実施した法人数						
		HPへ掲載	DM	個別訪問	街頭募金	電話	その他
平成20年度	724	365(50%)	230(32%)	155(21%)	99(14%)	58(8%)	151(21%)
平成24年度	883	513(58%)	274(31%)	207(23%)	125(14%)	79(9%)	158(18%)

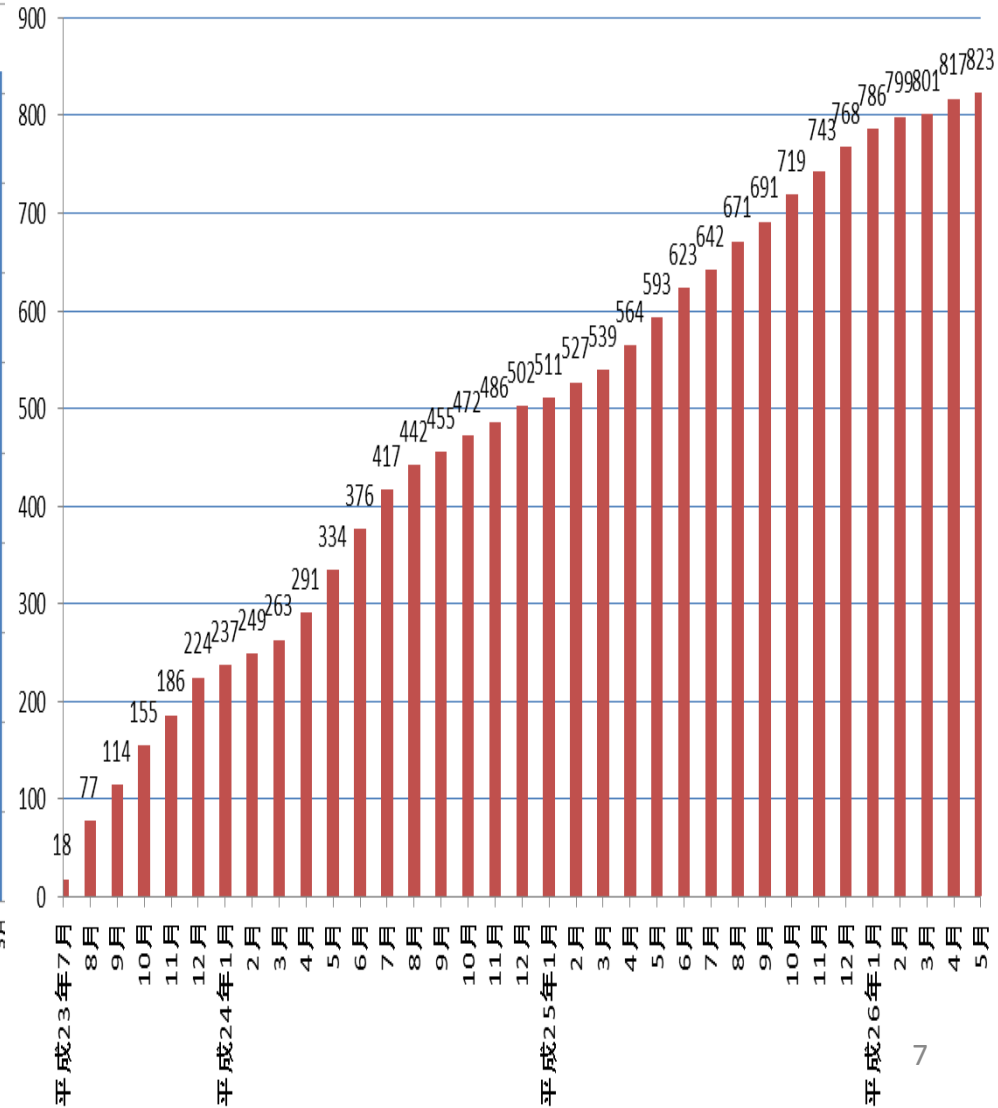
4－2 税額控除対象法人数の推移

税額控除の証明を受けた公益法人数は、平成26年5月末時点で823法人となっている。

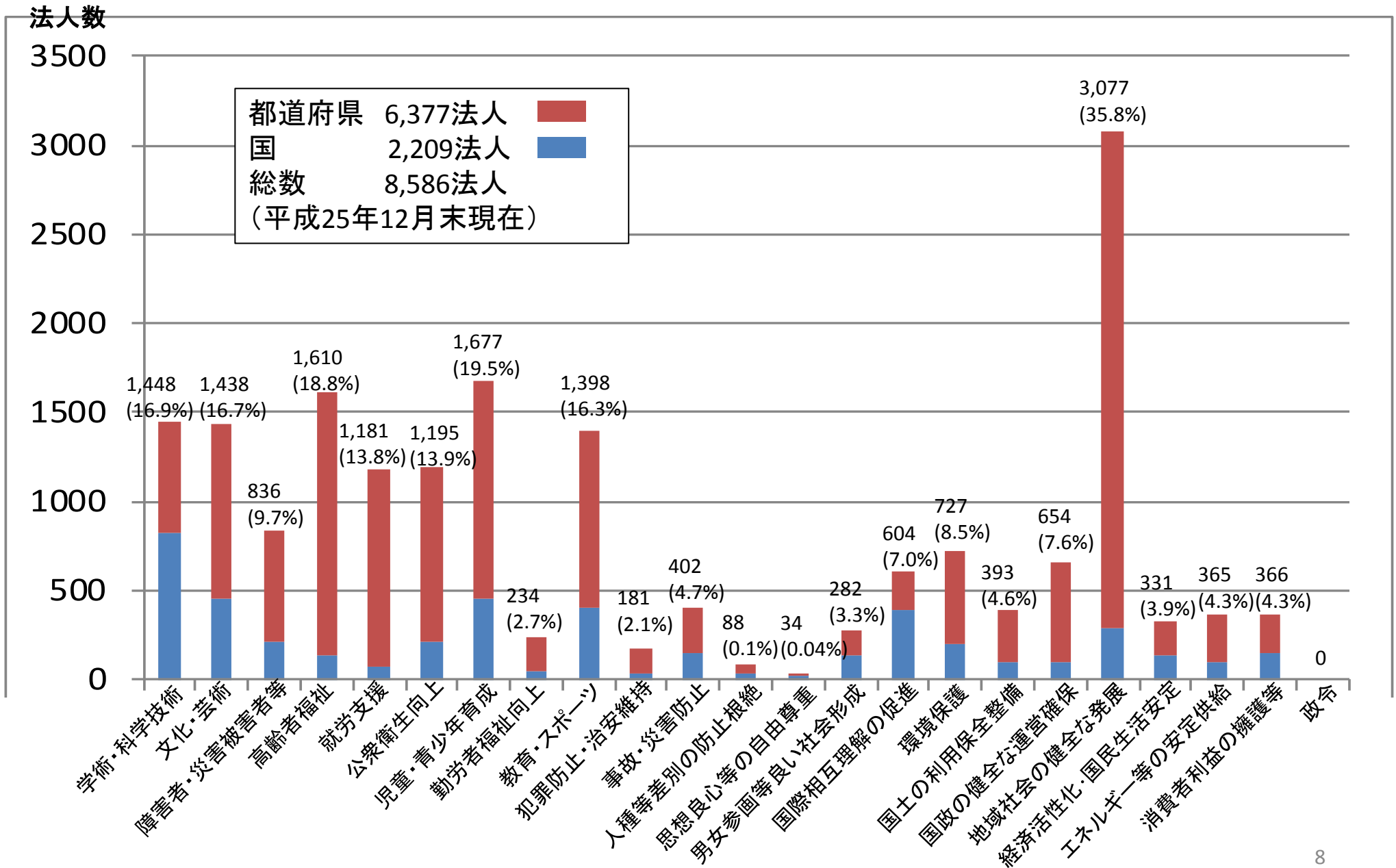
①公益法人の認定件数の推移（内閣府、都道府県の合計値）



②税額控除の証明を受けた公益法人数の推移

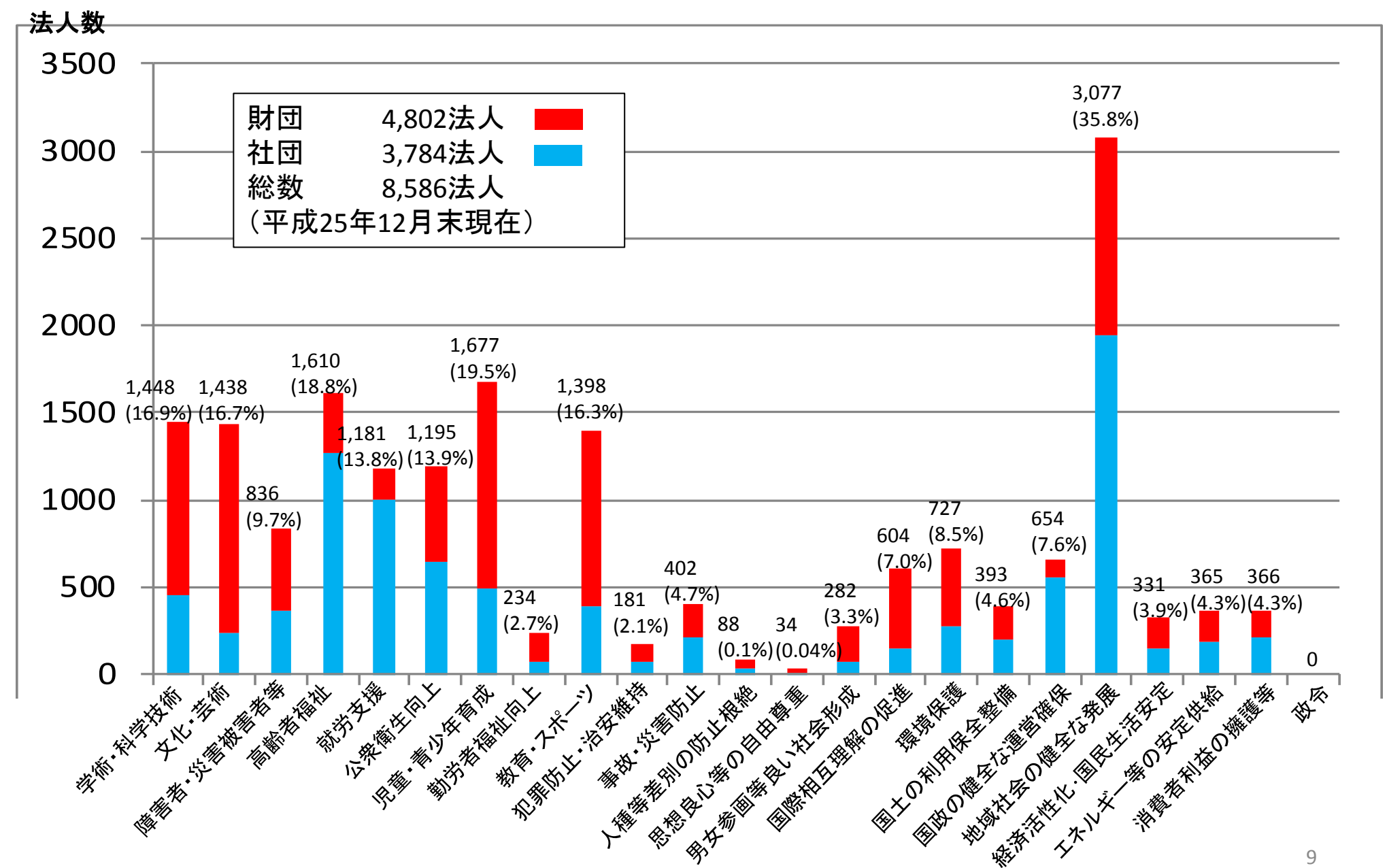


5-1 ①公益法人の活動分野（23分野）別比率 【国・都道府県】



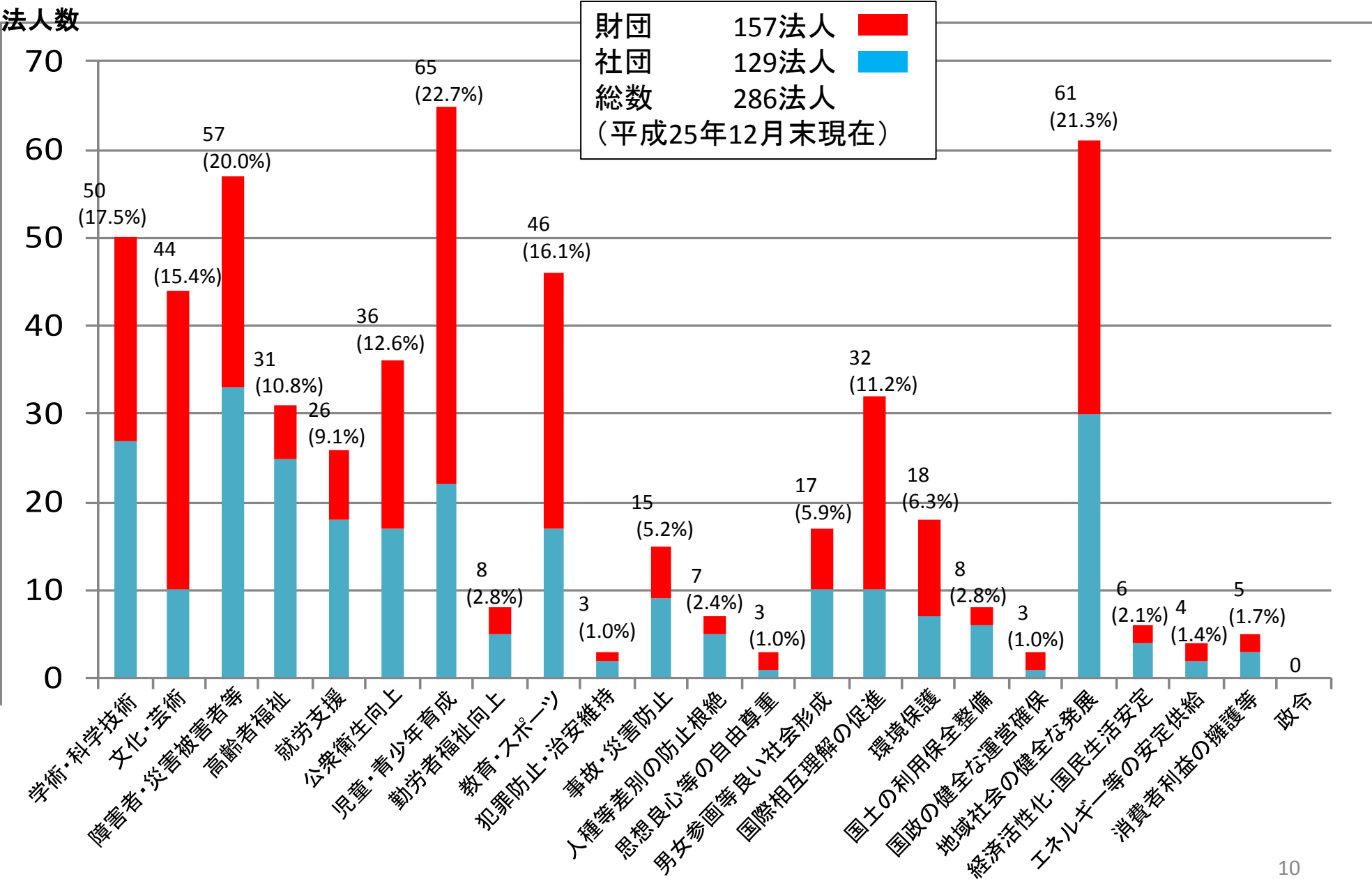
※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

5-2 ②公益法人の活動分野(23分野)別比率 【社団・財団】



※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

5-3 ③公益法人の活動分野(23分野)別比率 【新規公益認定】



※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。